

枚方市里山保全活動補助金交付要綱

制定 平成 20 年 8 月 15 日枚方市要綱第 47 号
最終改正 令和 2 年 10 月 1 日枚方市要綱第 69 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市里山保全活動補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、里山保全活動を行う団体に対し、枚方市里山保全基本計画に基づいて交付することにより、本市における里山保全活動を安定的かつ継続的に行う体制の確立を図り、もって里山の保全に資することとする。

(補助金の交付の対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体（法人又は営利を目的とするものを除く。）で、市長が認めるものとする。

- (1) 第二京阪道路以東の水室地域及び津田地域の里山に存する樹林地の維持管理に係る活動（特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とする活動を除く。）のうち下草刈り、間伐、除伐及び枝打ち並びに作業道、あぜ道及び水路の簡易な補修（以下「維持管理活動」という。）並びに里山保全に関する普及及び啓発に係る活動のうち講演会、研修会、イベント等の実施（以下「普及・啓発活動」という。）が当該団体の活動の主たる目的の一つとなっていること。
- (2) 月 1 回程度、継続的に維持管理活動を行うことができること。
- (3) 構成員に、本市に在住し、在職し、又は在学している者が 5 人以上いること。
- (4) 構成員に、本市が実施する森林ボランティア育成講座の修了者その他里山の保全に係る知識及び技術を有する者が 1 人以上いること。
- (5) 構成員に、別に定める安全講習会の修了者が 1 人以上いること。
- (6) 維持管理活動の実施に際して、構成員を傷害保険等に加入させていること。
- (7) 維持管理活動の実施につき、地権者等に対し、説明を行い、その理解を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第12条第 1 項の規定により設立の認証を受けた法人で、次の各号のいずれにも該当するものは、補助対象団体とする。

- (1) 前項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 7 号に規定する要件並びに同項第 3 号、第 4 号及び第 6 号の規定に準じて市長が定める要件を満たすもの
- (2) 市と協働して、普及・啓発活動を実施することができるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、維持管理活動及び普及・啓発活動とする。ただし、当該団体が当該年度に申込みをした枚方市緑化活動団体支援補助金交付要綱（令和2年枚方市要綱第66号）に基づく枚方市緑化活動団体支援補助金に係る補助対象行為と重複する事業を除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1の年度につき、次に掲げる額の合計額と150,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。

(1) 別表第1の左欄に掲げる維持管理活動の実施に要する経費の区分に応じ同表の右欄に定める算定基準により算定した額から当該年度に受けた寄付金、助成金その他これに類する金銭（以下「寄付金等」という。）の額を控除した額を合算した額

(2) 別表第2の左欄に掲げる普及・啓発活動の実施に要する経費の区分に応じ同表の右欄に定める算定基準により算定した額から当該年度に受けた寄付金等の額を控除した額を合算した額と50,000円とを比較していずれか少ない方の額

（補助金の交付決定に通常要すべき期間）

第6条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあった日の翌日から起算して30日間とする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 [平成20年8月15日枚方市要綱第47号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市里山保全活動補助金交付要綱（平成19年枚方市要綱第57号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱の規定により補助金の交付を受けた補助団体については、旧要綱第15条から第18条までの規定は、この要綱の施行の日以後も、なお効力を有する。

附 則 [平成30年3月7日枚方市要綱第7号]

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項第5号の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年3月31日枚方市要綱第25号]

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 [令和2年10月1日枚方市要綱第69号]

この要綱は、制定の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

維持管理活動の実施に要する経費	算定基準
^{のこぎり} 鋸、鎌等の道具並びにチェーンソー及び刈払機の燃料の購入に係る経費	当該経費の2分の1に相当する額
けが等の応急処置に要する救急箱及び医薬材料の購入に係る経費	当該経費の2分の1に相当する額
^{のう} 土嚢袋、縄等の資材の購入に係る経費	当該経費に相当する額
別に定める救命講習の受講料の経費（1人1回の受講を限度とする。）	当該受講料に相当する額（当該額が2,000円を超える場合にあっては、2,000円）
チェーンソー又は刈払機の使用の別に定める安全に係る教育の受講料の経費（各講習1人1回の受講を限度とする。）	当該受講料に相当する額（当該額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）
傷害保険等の加入に要する保険料の経費（当該年度分に限る。）	構成員1人当たり、当該保険料に相当する額（当該額が1,200円を超える場合にあっては、1,200円）

別表第2（第5条関係）

普及・啓発活動の実施に要する経費	算定基準
会場等の借りに係る経費	当該経費に相当する額
講師等に支払う謝礼に係る経費	当該経費に相当する額
資料等の印刷及び教材の購入に係る経費	当該経費に相当する額
カメラ、拡声器等の機材の購入に係る経費	当該経費の2分の1に相当する額（当該額を合算した額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）